

ゆめ育て 人を育てる 共同参画



出雲市では、男女共同参画社会実現のため、さまざまな取り組みを行なっています。また、団体、グループの自主的な活動を支援するための施設を設け、情報交換や交流の場として活用されています。

今回は、その支援施設をご紹介します。男女を問わず、気軽にお立ち寄りください。

平田ふれんどりーハウス

出雲市西平田町171 TEL 63 - 3728
Eメール：friendlyhouse@siren.ocn.ne.jp



利用時間：9時から21時
(祝日は17時まで)



・休館日：毎週火曜日、年末年始(12月30日～1月4日)
・啓発活動：男の料理教室、パソコン講座、古着のリメイク講座など開催します。
・自主活動グループによるさまざまな活動が行なわれています。

出雲市女性センター

出雲市大津町2096 - 3 TEL 22 - 2055
Eメール：women@local.city.izumo.shimane.jp



利用時間：9時から22時
(受付は17時まで)
休館日：年末年始(12月30日～1月4日)



・啓発活動：各種支援講座(健康・子育てなど)、ドメスティックバイオレンスDV、再就職支援などについての講座を開催します。
・皆さんの活動支援や交流の場、情報の提供をします。

相談窓口

配偶者などからの暴力(DV)、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなどについての相談を受け付けています。一人で悩まずに、ご相談ください。相談は無料で秘密は厳守します。

出雲市が行う相談

出雲市女性センター 相談専用電話 22 - 2085
《DV専門相談》毎月第2水曜日 10時から13時【要予約】
《電話相談》月～金曜日 9時から16時
《女性弁護士相談》
偶数月第3木曜日 13時30分から16時
【要予約】(6月の相談日は23日(木)です。)

島根県が行う相談

出雲児童相談所
女性相談窓口専用電話 21 - 8789
月～金曜日 8時30分から17時
(祝日、年末年始は除く)
出雲警察署 生活安全課 TEL 24 - 0110
警察相談センター TEL 0852 - 31 - 9110

男女共同参画についてのおたずねは 市民活動支援課 (TEL 21 - 6528 FAX 21 - 6730)

国民年金シリーズ



(2)納付猶予・免除制度について

国民年金保険料を納めるのが困難なときの納付猶予・免除制度をご存知ですか？

保険料の未納は、老後の年金やいざというときに年金が受けられなくなる原因になります。

納付に困ったときは、そのままにしないでご相談ください。

保険料を納めるのが困難な30歳未満の方... 納付が猶予される場合があります

◆若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人と配偶者の前年の所得が一定以下(下記の全額免除の基準と同じ)の場合は、申請し、承認されると保険料の納付が猶予されます。この制度は平成17年4月からの新しい制度で、同居している世帯主の所得にかかわらないため、親と同居している若年者が利用しやすくなりました。(毎年度の申請が必要)



猶予期間の取り扱いについて

- ・老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額の計算には反映されません。
- ・10年以内なら後から保険料を納めること(追納)ができ、将来受け取る年金の額に反映されます。
- ・万が一の事故や病気で障害が残った場合でも、受給資格があれば障害基礎年金が支給されます。

経済的な理由などで保険料が納められない方... 納付が免除される場合があります

◆申請免除(全額免除・半額免除)制度

所得が低いなどの経済的理由や、その他特別な理由により保険料を納められないときには、申請し、承認されると、保険料の全額または半額が免除されます。(毎年度の申請が必要)



ただし、半額免除が承認された場合でも、支払うべき保険料(残り半額)を納付しないと未納としての取り扱いになります。

全額・半額免除の判定基準について

申請者本人とその配偶者および世帯主のそれぞれの前年所得が下記の基準額を超えないことが必要です。それ以外では、天災・失業・倒産などを理由とする場合に認められます。(ただし、証明書が必要)

《全額免除》 基準額 = (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円

《半額免除》 基準額 = 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

免除期間の取り扱いについて

- ・老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。
- (半額免除の場合は、支払うべき保険料(半額)を納めると資格期間に算入されます。)
- ・免除期間分の年金額は全額免除では通常の3分の1、半額免除では通常の3分の2の金額になります。
- ・全額免除、半額免除とも10年以内なら追納ができます。

平成17年度の納付猶予・免除制度の申請は7月から受け付けます。

受付場所 / 市保険年金課および各支所市民生活課

国民年金に関するおたずねは 島根社会保険事務局出雲事務所 (TEL 24 - 0042)
市保険年金課 (TEL 21 - 2211 内線4315)・各支所市民生活課